

広 報



# ふくしまの せんきょ

【発行】  
福島市選挙管理委員会  
福島市明るい選挙推進協議会  
〒960-8601  
福島市五老内町3番1号  
☎024(525)3777

## 参議院議員通常選挙と福島市長選挙・福島市議会議員補欠選挙の結果をお知らせします

| 選挙の種類                              | 当日の有権者数 | 投票者数<br>(投票率)       | 投票者のうち<br>期日前投票者数  | 期日前投票者の<br>うち、移動期日前<br>投票者数 |
|------------------------------------|---------|---------------------|--------------------|-----------------------------|
| 7月20日<br>参議院議員通常選挙<br>(選挙区)        | 225,585 | 133,994<br>(59.40%) | 68,098<br>(50.82%) | 1,089                       |
| 11月16日<br>市長選挙・市議会議員補欠選挙<br>(市長選挙) | 223,913 | 106,003<br>(47.34%) | 45,594<br>(43.01%) | 887                         |



▲福島市公式サイト

令和7年7月20日に参議院議員通常選挙が、11月16日に福島市長選挙・福島市議会議員補欠選挙が行われました。

当日の有権者数、投票者数、投票率などは表のとおりです。投票者のうち、期日前投票を行ったのは、参議院議員選挙が50.82%、福島市長選挙が43.01%と、投票者のおよそ半数が期日前投票を行っていることがわかります。詳細な結果は、福島市公式サイトから確認してみてください。

期日前投票は、投票日当日に仕事や学業、旅行などの予定がある場合などに利用できます。また、参議院議員選挙から、蓬萊地区や東部地区などに移動期日前投票所を新設しました。移動期日前投票所の一部では、メロディーバスを使用していますので、これまで以上に身近になった期日前投票を利用して、棄権しないで投票しましょう。



3ない運動で  
明るい選挙を  
実現しましょう

政治家は有権者に寄附を  
送らない

有権者は政治家に寄附を  
求めない

政治家から有権者への寄附は  
受け取らない

今年秋に福島県知事選挙が  
予定されています。

投票する機会を確保することを目的として、期日前投票の日程・場所を増やしました。期日前投票は、誰でも利用することができ、今後、移動期日前投票所や期日前投票で投票したい場合は、日程や場所を投票日が近くなったら「選挙のお知らせ」でお知らせしますので、ご確認ください。



メロディーバス

移動期日前投票所を新設しました

選挙のキャラクター「めいすいくん」を知っていますか？

明るい選挙のイメージキャラクターで、投票箱がモチーフです。父・母・ただしくん・メイちゃんの5人家族。全国には、ご当地めいすいくんがいますので、ぜひ確認してみてください。



令和7年度福島市明るい選挙啓発ポスターコンクール  
優秀作品紹介

▶小学生の部 最優秀賞  
柴田悠平さん  
(野田小学校5年)



▶中学生の部 最優秀賞  
鈴木悠華さん  
(清水中学校1年)



「明るい選挙啓発ポスターコンクール」は、小・中・高の児童・生徒を対象に、毎年開催しており、各学校を通じて募集し、市選挙管理委員会による審査を行います。今年度は、43点の応募があり、各部門において最優秀賞、優秀賞を決定しました。

今年も5月中旬から9月上旬まで募集予定でスイ。  
参加賞もあるスイ。  
みんなのご応募お待ちしてるスイ！



選挙体験講座の実施団体を募集中です

小・中学校や特別支援学校で実施する、選挙体験講座の実施校を募集中です。選挙に関する講義に加えて、実際に使用している投票箱や模擬投票用紙を使用した投票体験を行うことができます。

講義や準備物は選挙管理委員会事務局が行いますので、手軽に選挙体験を行うことができます。

また、学校のほか、障がい者福祉施設や学童クラブなどでの選挙体験も行っておりますので、まずはお問い合わせください。



引っ越したら、住民票を移しましょう

生活に関わる上下水道やごみ処理など、住民生活に欠かせない役割は、住んでいる市町村が担っています。住民票は、こうした行政サービスや選挙人名簿への登録等につながる大切な情報です。

投票するには、「選挙人名簿」に登録されている必要があります。「選挙人名簿」は住民票のある市町村で作成されますが、その市町村に住所を移し、少なくとも3か月経過する必要があります。

進学や就職など、引っ越しをしたら住民票を移し、新しい住所地で投票をしましょう。



投票で困ったら、投票支援の制度を活用しましょう

ケガをして字が書けなくなった、いつも介助してくれている人と一緒に投票所に入りたい、など投票する際に困ったことがあったら投票支援制度で解決できるかもしれません。

投票支援制度はいくつかありますので、まずは詳細を、市公式サイトからご確認ください。



障がい福祉課などで発行している「ヘルプカード」